

2025 年 4 月 4 日

吸収合併に関する事後備置書類

東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号
イーレックス株式会社
代表取締役社長 本名 均



当社と佐伯バイオマスセンター株式会社（以下、「佐伯 BC」といいます。）間で締結した 2024 年 12 月 27 日付合併契約書に基づく、当社を吸収合併存続会社、佐伯 BC を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事項は、次のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 及び第 785 条並びに第 787 条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社である佐伯 BC は当社の完全子会社であるため、会社法第 784 条の 2 及び会社法第 785 条の規定に基づく請求については該当がありません。

また、同社の新株予約権は存在しないため、会社法第 787 条に該当する事項はありません。

(2) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

佐伯 BC は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 17 日付の官報に合併公告を掲載しましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易吸収合併であるため、同法第 796 条の 2 の規定に基づく吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易吸収合併であるため、同法第 797 条第 1 項の規定に基づく反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2025 年 2 月

17日付けの電子公告により、吸収合併を行う旨、ならびに佐伯BCの商号及び住所を公告いたしました。が、株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 会社法第799条の手続きの経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年2月17日付の官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。が、異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2025年4月1日をもって、佐伯BCからその資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の規定による変更の登記をした日

2025年4月1日以降、会社法第921条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項に基づく事前備置書類

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
佐伯バイオマスセンター株式会社
代表取締役社長 角田 知紀

1. 合併契約書

別紙 1 のとおり、当社とイーレックス株式会社（以下、「イーレックス」といいます。）は、2024 年 12 月 27 日付で、当社を吸収合併消滅会社、イーレックスを吸収合併存続会社とする合併契約書を締結いたしました。

2. 会社法施行規則第 182 条第 1 条第 1 号及び第 2 号に定める事項の相当性に関する事項

吸収合併存続会社であるイーレックスは当社の全持分を所有していますので、合併に際しては株式又は株式に代わる金銭等の交付はございません。

3. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号に定める新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は、新株予約権を発行していないため該当事項はございません。

4. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号に定める計算書類等

(1) 吸収合併存続会社に関する事項

イーレックスは有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）よりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 吸収合併消滅会社に関する事項

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

5. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号に定める吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2024年3月31日現在の当社及び吸収合併存続会社（イーレックス）の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	941	779	162
イーレックス	106,452	75,544	30,908

いずれの会社についても、資産内容上短期支払い能力に問題はなく、合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。

よって、本吸収合併により当社の負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断します。

会社法 782 条第 1 項の規定に基づき、本店に備え置くべきものは以上のとおりであります。

2025 年 2 月 17 日

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
佐伯バイオマスセンター株式会社
代表取締役社長 角田 知紀